

マイナ誤入金 全国初確認

埼玉・所沢 同姓同名の他人口座に

デジタル庁は十九日、マイナンバーのひも付けミスによる他人口座への誤入金が、全国で初めて埼玉県所沢市で確認されたと明らかにした。入金されたのは医療保険と介護保険の自己負担額の合計が一定額を超えた場合に支給される「高額介護食療費」。ひも付けの際に住所などの確認を

怠り、同姓同名の別人の情報登録していた。再発防止に向け、厚生労働省は確認を求める通知を十四日付で自治体などに出した。

所沢市によると、八十代女性に支給する約五万七千元を別人に振り込んだ。二〇一五年十一月に女性のマイナンバーと後期高齢者の登録済みだった同姓同名

の別人に振り込んだとい

う。

今月十三日に女性の家族から「支給決定通知書に記載されていた口座番号に見覚えがない」と問い合わせがあり判明した。女性の正しいマイナンバーを登録し、家族に謝罪した。

市は再発防止のため、ひも付けの際は住所などの確認を徹底するとしている。またマイナカード普及策「マイナポイント第二弾」では、別人にポイントを付与した事例が全国で約百七十件あった。

保険情報をひも付ける際、同姓同名で生年月日が同じ個人の情報を登録していた。

女性はマイナカードを取得しておらず、公金受取口座も未登録だったが、二〇一六年三月に療養費を申請する際、誤つて公金口座への入金を希望。市は、口座を

ミスはこれまで、健康保険証とマイナカードが一体化したマイナ保険証で同姓同名などの別の医療情報が登録された事例が約七千四百件発生。静岡県では身体障害者手帳、宮崎県では知的障害者向けに発行する療育手帳でミスがある。

「マイナポイント第二弾」では、別人にポイントを付与した事例が全国で約百七十件あった。